

平成26年4月1日から

「みえ森と緑の県民税」 がスタートします

なぜ、今この税が必要なのでしょう

森林は土砂災害を防止したり、水を貯えるなど私たちの生活に欠かすことのできない大切な働きを持っています。しかし近年、山村地域の過疎化等により荒れた森林が増えており、集中豪雨の発生が増加していることも考え合わせると、自然災害が発生する危険性が高まっていると考えられます。このようなことから「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日より「みえ森と緑の県民税」を導入することとしました。

皆様のご理解・ご協力をお願いします。



森林の荒廃と災害



「みえ森と緑の県民税」ってどんなことに使われるの?

I. 災害に強い森林づくり (取り組み例)

① 土砂や流木を出さない森林づくり



治山ダム等に堆積した土砂・流木の撤去や流木になる恐れのある立木を除去します

② 暮らしに身近な森林づくり



荒廃した里山や竹林の再生、集落周辺の森林整備を行います

II. 県民全体で森林を支える社会づくり (取り組み例)

③ 小中学校における「森林環境教育」の実施



子供たちが森林を学び・ふれあう機会を提供します

④ 公共空間への木製机、いすの設置



県産材で製作した机やいすを設置します

⑤ 公園や保育園等の園庭などの緑化



公園や保育園等の園庭の芝生化・植栽を行い、緑に親しむ環境をつくります

⑥ 公共建築物等の木造化・内装の木質化



三重県産の木材を活用して公共建築物等の木造化・内装の木質化を促進します

「みえ森と緑の県民税」を活用した取り組みは、県と市町が進めていきます。

県では

「①土砂や流木を出さない森林づくり」を中心に取り組みます。

市町では

「②暮らしに身近な森林づくり」、「II. 県民全体で森林を支える社会づくり」を中心に、地域の実情に応じ、必要な取り組みを実施します。

「みえ森と緑の県民税」のしくみ

県民税均等割に上乗せして納めていただきます。

個人

平成26年度分から課税

- 1月1日現在で県内に住所がある方
- 1月1日現在で県内に家屋敷等を有する方

税額(年)：1,000円

※次の方には課税されません。

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方
- 前年の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の方

法人

平成26年4月1日以後に開始する事業年度分から課税

- 県内に事務所等を有する法人等

税額(年)：均等割額の10%相当額

資本金等の額	年税額
50億円超	80,000円
10億円超、50億円以下	54,000円
1億円超、10億円以下	13,000円
1千万円超、1億円以下	5,000円
上記以外の法人等	2,000円

「みえ森と緑の県民税」は使いみちを明確にするため、「みえ森と緑の県民税基金」に積み立てて、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」のための取り組みのみに活用します。

また、第三者による評価委員会を設置し、みえ森と緑の県民税を用いて実施する事業について、毎年度評価検証を行い、結果は県民の皆さまに公表します。おおよね5年ごとには、この評価委員会により評価・検証を行い、制度の見直しを行います。

同じく4月から全国的にスタート

「個人住民税の臨時特例措置」が始まります

東日本大震災を教訓に、各地方公共団体が緊急に実施する防災のための施策の財源を確保するため、臨時特例措置として平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税の均等割額が全国的に、年間1,000円引き上げられます。(個人県民税500円/個人市町村民税500円)

増収分は、地方公共団体が実施する防災・減災事業に充てられます。

- 防災拠点の整備
- 津波避難タワーなどの避難施設の整備
- 橋などの耐震化 など

平成26年度からの個人住民税の均等割額

個人住民税(県民税・市町村民税)の均等割額が年間2,000円引き上げられます

区分	県民税均等割	市町村民税均等割	合計(年)
従来の税額	1,000円	3,000円	4,000円
みえ森と緑の県民税(平成26年度～)	1,000円	—	1,000円
臨時特例措置(平成26～35年度)	500円	500円	1,000円
合計	2,500円	3,500円	6,000円

個人の県民税と市町村民税は、市町が個人の県民税もあわせて課税し、納めていただく制度になっています。

問い合わせ先

「みえ森と緑の県民税」の使いみちに関することは
税のしくみに関することは

三重県農林水産部 みどり共生推進課
三重県総務部 税務・債権管理課

TEL 059-224-2513 FAX 059-224-2070
TEL 059-224-2127 FAX 059-224-4321

E-mail midori@pref.mie.jp
E-mail zeimu@pref.mie.jp

みえ森と緑

検索